

# 出雲市中小企業者等 高圧電力価格高騰対策特別給付金 申請（記入）要領

電気料金の高騰で事業経営に大きな影響を受けており、高圧・特別高圧の電気を使用している中小企業者等の事業継続を支援するための給付金を給付します。本要領をご一読のうえ、ご申請ください。

## <給付金の概要>

### <主な給付要件>

以下の全てを満たす市内に事業所等を有する中小企業者等

- ①高圧または特別高圧の電気を使用していること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③今後も事業継続の意思があること。

※一部対象とならない業種があります

## <給付額>

令和6年8月～10月までの間のひと月の電気使用量に応じて下表のとおり給付

使用電力量	給付金額
10,000kWh 未満	50,000 円
10,000kWh 以上 20,000kWh 未満	100,000 円
20,000kWh 以上 30,000kWh 未満	200,000 円
30,000kWh 以上	300,000 円

## <申請受付期間>

令和7年3月17日（月）～令和7年5月30日（金）必着

# 目 次

1. 給付要件	…P. 2
2. 給付対象とならない者	…P. 3
3. 給付額	…P. 4
4. 申請に必要な書類	…P. 4
①中小企業者等高圧電力価格高騰対策特別給付金給付申請書	…P. 5
②使用電力量確認シート（別紙1）	…P. 7
③使用電力量確認シートに記載した電力使用が分かる書類	…P. 8
④1年以内を取得した履歴事項全部証明書	…P. 8
④令和6年の確定申告書第一表（1枚）	…P. 8
⑤本人確認書類（運転免許証 等）	…P. 8
⑥給付金の振込を希望する口座の通帳の写し	…P. 8
⑦テナント等で請求書等が提出できない場合の使用電気量証明書（別紙2）	…P. 9
5. 申請書の提出	…P. 10
6. 給付決定通知書の送付・振込	…P. 10
7. 問合せ先	…P. 10

## 1. 給付要件

### (1) 給付対象者

出雲市内に事業所を有する中小企業者又はこれと同等と認められる法人であること

○市内に事業所を有するとは

法人の場合	○市内に本社又は事業所等が所在していること
個人事業者の場合	○市内で事業を行っていること

○中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項に規定する下表の中小企業者が対象となります。

業種	下記のいずれかに該当する会社 又は個人事業者	
	資本金	常時雇用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下

○同等と認められる法人とは

社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人、医療法人、特定非営利活動法人等の各種法人で、資本金、従業員数のいずれかが、中小企業者の基準を満たしている者のことをいいます。

### (2) 要件

以下の①～④の全てに該当することが必要です。

①高圧または特別高圧（※）の電気を使用していること。

（※）本給付金でいう、高圧・特別高圧とは、電力会社から供給される電気の電圧が6000V以上のものを指します。多くの電力が必要となる工場やビルなどで使用されているものです。

高圧の電気かどうかの判断の目安として、自家用の変圧設備（キュービクル）を使用していることや電力会社の契約プランに「高圧」や「特別高圧」の文言が入っていることなどで判断してください。



【キュービクルの外観例】

《補足》

- ・テナント入居者の場合で、電気契約を貸主がしている場合でも、高圧または特別高圧の電気料金を負担していれば、本給付金の対象となります。追加書類がありますので、詳細はP4からの申請に必要な書類をご参照ください。

- ②市税の滞納がないこと。
- ③今後も事業継続の意思があること

## 2. 給付対象とならない者

給付の要件を満たしていても、以下の要件に該当する事業者は、対象となりませんのでご注意ください。

- (1) 発電事業を実施している者（太陽光発電等）
- (2) 法人税法別表第1に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 出雲市暴力団排除条例(平成23年出雲市条例第155号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 市税の滞納状況を市で確認した際に滞納があり、市が指定する期日までに滞納が解消されない者
- (8) 申請後、書類に不備があり、市が指定する期日までに書類の不備が解消されない者
- (9) (1)～(8)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

## 3. 給付額（定額）

令和6年8月～10月までの間のひと月の電気使用量に応じて給付金額が決まります

使用電力量	給付金額
10,000kWh 未満	50,000 円
10,000kWh 以上 20,000kWh 未満	100,000 円
20,000kWh 以上 30,000kWh 未満	200,000 円
30,000kWh 以上	300,000 円

※市内で使用され、費用を自己負担している電力に限ります。

※アパート、マンション経営など、他者が電気料金を負担している場合は使用電力量とすることはできません

※申請は1事業者につき1回です。

※複数施設ある場合は使用電力量を合算することができます。

#### 4. 申請に必要な書類

##### 【提出書類一覧】

NO	提出書類	
①	中小企業等高压電力価格高騰対策特別給付金給付申請書（様式第1号）	
②	使用電力量確認シート（別紙1）	
③	使用電力量確認シートに記載した電力使用が分かる書類（請求書等）の写し ※テナント等で上記が提出できない場合は使用電気量証明書（別紙2）	
	法人の方（写しでも可）	個人事業主の方（全て写し）
	④ 1年以内に取得した履歴事項全部証明書	④ 令和6年の確定申告書第一表(1枚)
	⑤ -	⑤ 本人確認書類（運転免許証 等）
⑥	給付金の振込を希望する口座の通帳の写し（表紙と開いた1, 2ページ目）	

各提出書類の詳細は、次のページからご確認ください。

審査にあたり、上記以外にも書類の提出を求める場合があります。

##### 《補足》

##### 【市税の滞納状況の確認について】

本制度に限り、市税の滞納のない証明は提出不要です。

※申請があった際に、申請書の同意事項に基づき、事務局で滞納状況を確認させていただきます。事務局での確認後、滞納があった場合は、滞納が解消されない限り、給付の対象とはなりませんので、ご注意ください。

#### ① 中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金給付申請書（様式第1号）

以下の記載例と留意点を参考に作成してください。

申請する日

令和 7 年 3 月 24 日

様式第1号 (第8条関係)

出雲市長 様

令和 6 年度 中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金給付申請書

(申請者) 〒 6 9 3 - 8 5 3 0 ※

所在地 出雲市今市町70番地

※個人事業主は 株式会社 出雲市製作所

居住地を記入 代表取締役 代表 一郎

事業者名

代表者名

連絡先 担当者 担当 タロウ 日中連絡可能な電話番号 090-0000-1111

氏名

・郵便番号、所在地、事業者名、代表者名を記載  
※本社が市外の場合は、本社所在地を記入してください。

・担当者は本給付金の問合せに対応する方としてください。

出雲市中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金事業実施要綱第8条に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、申請にあたり、6 宣誓・同意事項について、いずれも宣誓・同意いたします。

- 1 給 今回の申請額1つにチェック 高压電力価格高騰対策特別給付金
- 2 給付申請額 (いずれかにチェックを入れてください。)

給付申請額	ひと月の使用電力量
<input type="checkbox"/> 50,000円	10,000KWh未満
<input checked="" type="checkbox"/> 100,000円	10,000KWh以上 20,000
<input type="checkbox"/> 200,000	30,000
<input type="checkbox"/> 300,000	

主な店舗(工場)等の情報と常時雇用する従業員数を記入してください(注1)  
※店舗名が無い場合は、社名または屋号を記入

業種を記載。次頁の業種一覧を参考にしてください

3 事業者情報

事業の業種 製造業

事業内容 鋳物製造

主な店舗等の名称 株式会社 出雲市製作所 出雲工場

従業員数 12 人

主な店舗等の市内所在地 申請者住所と同じ

【以下、「法人番号」と「資本金」は法人の方のみ記入してください。】

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

資本金 100,000,000 円

4 振込先情報

金融機関名 ○○銀行

支店名 ▲▲出張所

金融機関コード 8888

支店コード 123

口座種別  普通  当座

口座番号 (左詰め) 1 2 2 1 1 2 3

口座名義 (カナ) カイモ池田

口座名義 株式会社 出雲市製作所

給付金の振込先情報を記入。提出する通帳の写しと一致させてください。

フリガナは通帳の開いた1ページ目と一致させてください

フリガナと一致させてください

(注1)【従業員数の考え方】従業員は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、実情に応じて個別に判断してください。

<業種一覧>

・農業／林業	
・漁業	
・鉱業／採石業/砂利採取業	
・建設業	… 各種工事、大工、左官など
・製造業	… 各種製造、印刷・製本など
・電気・ガス・熱供給・水道業	
・情報通信業	… ソフトウェア開発、広告制作など
・運輸業／郵便業	
・卸売業	
・小売業	
・金融業／保険業	
・不動産業／物品賃貸業	… 不動産賃貸、リースなど
・学術研究／専門・技術サービス業	… 広告、デザインなど
・宿泊業	
・飲食サービス業	… レストラン、持ち帰り飲食など
・生活関連サービス業	… 理容・美容、エステ、旅行など
・娯楽業	… 劇場、ゴルフ場、カラオケボックスなど
・教育／学習支援業	… 音楽、スポーツ、英会話授業など
・医療／福祉	… 病院、療術、介護事業など
・複合サービス事業	… 郵便局受託など
・その他（上記に分類されないもの）	… 自動車整備、機械修理、表具など

(申請書 裏面)

5 提出書類

NO	提出書類名称	☑欄
①	給付申請書（本書）	<input checked="" type="checkbox"/>
②	使用電力量確認シート（別紙1）	<input checked="" type="checkbox"/>
③	使用電力量確認シートに記載した電力使用が分かる書類（当該月の請求書等） ※テナント等で請求書等が提出できない場合は使用電力量証明書（別紙2）	<input checked="" type="checkbox"/>
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; background-color: #f08080; padding: 2px;"> <b>法人の方（写しでも可）</b> </div> <div style="width: 45%; background-color: #add8e6; padding: 2px;"> <b>個人事業主の方（全て写し）</b> </div> </div>		
④	1年以内に取得した履歴事項全部証明書	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤	-	<input checked="" type="checkbox"/>
④	最新の確定申告書B第一表(1枚)	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤	本人確認書類（運転免許証 等）	<input checked="" type="checkbox"/>
⑥	給付金振込先の通帳の写し ※通帳の表面と通帳を1枚開いた1・2ページ目の両方をコピーしてください。 ※電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。	<input checked="" type="checkbox"/>

6 宣誓・同意事項

申請にあたり、以下の事項について、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、市長が実施要綱第9条の規定に基づいて給付決定をする前であれば、本給付金の申請は無効とし、既に給付決定している場合は、受給した給付金及び実施要綱第13条第2項の規定に定める額を返還することとなります。

1) 宣誓事項

- ①実施要綱に定める要件を満たしており、提出する書類に虚偽がないこと。
- ②本申請書2. 給付申請額の根拠は、別紙「使用電力量確認シート」に記載のとおりであること。
- ③今後も事業継続の意思があること。

2) 同意事項

- ①市長の指名する者が給付対象要件の確認のために、申請者の市税の収納状況を確認すること。**(市税の滞納があった場合、給付はできません。)**
- ②本給付金の申請に係る必要書類の原本その他の関係書類について、給付金の給付を受けた日の属する年度の末日から5年間保管すること。
- ③必要に応じて市が実施する調査のための関係書類の提出、事情聴取及び立入検査等に応じること。
- ④実施要綱及びその他関係法令に規定される事項を遵守すること。
- ⑤本給付金の申請内容の確認のための問い合わせ等に誠実に対応すること。

提出前に確認してチェックをお願いします

本給付金の申請にあたり、宣誓・同意していただく事項が記載されていますので、ご確認いただき、ご理解の上、申請をお願いします。

②使用電力量確認シート（別紙1）

下記記載例と説明を参考にしてください。

申請書に記入された事業者名、代表者名を記入してください。

<b>別紙 1</b>	<b>使用電力量確認シート</b>
事業者名	株式会社 出雲市製作所
代表者名	代表取締役 代表 一郎
<b>1 電力の契約者</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人	電力の契約者の該当について、チェックしてください。 電気契約が申請者本人以外の場合は、別紙2の提出が必要な場合があります。(P.10 参照) 「その他」の場合は、契約者と申請者の関係性を具体的に記載してください。複数契約で、契約者が複数の場合は、すべてにチェックをしてください。
<input type="checkbox"/> 上記以外	
<input type="checkbox"/> テナント等賃借物 ※別紙2「使用電力量証明書」を提出してください	
<input type="checkbox"/> その他 ( ) ※その他の場合には契約者名を記載してください	
<b>2 使用電力の詳細</b>	
<b>(1) 高圧・特別高圧の別（いずれかにチェック）</b>	
高 圧 <input checked="" type="checkbox"/>	特別高圧 <input type="checkbox"/>
<b>(2) 使用月</b>	
令和6年 <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">8</span> 月	使用している電力にチェック
※令和6年8月～10月の任意のひと月が対象となります。 ※検針日の関係により、使用期間が月をまたぐ場合 (例) 8月5日～9月5日使用分を9月に請求された場合	
<b>(3) 上記の月の使用電力量</b>	
使用電力量 <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">18,532</span> kWh	使用した月を記載してください。 検針日の関係で、使用期間が月をまたいでいる期間の請求の場合は、期間中の多い方の月としてください。
※複数契約がある場合は合計値を記載してください。 ※申請者が使用した電力に限ります（契約の関係で他社の分も一括で支払っている場合、他社分は含めません）	
<b>3 電力の主な使用場所及びその内容</b>	
【店舗・工場名等】	使用月の電力量をご記載ください。 請求書等の証拠書類と一致させてください。 <b>(注意点!)</b> ①複数の工場・事業所で対象となる電力を使用している場合には、使用電力量を合算することができます。 ②賃借物件（アパート、マンションなど）の貸主など、他者が、電気料金を負担している場合は、使用電力に算入できません。 ③市内で使用されたものに限りません。 ④テナント入居者等別紙2を提出の場合は別紙2の記載と一致させてください。
株式会社 出雲市製作所 出雲工場、佐田工場	
【上記店舗・工場等の所在地】	
出雲市今市町■■番地、佐田町〇〇番地	
【上記での主な使用内容（具体的に）】	
工場の機械稼働に係る電気代	
例：工場の機械稼働のための電気代 等	
2.(3)の電力使用がわかる書類（請求書等 ※複数の場合必要な情報は、契約種別、契約者（請求の宛先）、使用場所、テナント等で申請者自らが電気小売事業者と契約している場合は別紙2「使用電力量証明書」を電気の契約者に作成いただき、提出してください。	

主な使用場所・使用用途をご記載ください。  
 複数の事業所で利用している場合は、主たる事業の実施場所をご記載ください。

※申請書に記入された事業者名、代表者名を記入してください。

③使用電力量確認シートに記載した電力使用が分かる書類（請求書等）の写し

使用電力量確認シート（別紙1）に記載した電力使用が分かる書類をご準備ください

（※テナント等で請求書等が提出できない場合の使用電力量証明書（別紙2）はP.9に記載しておりますので、そちらをご覧ください。）

使用される電力会社により、書類は様々かとは思いますが、

- ①契約者（請求書の宛名などでもOKです）
- ②契約種別（例えば「高圧電力Aプラン」など）
- ③使用月（使用期間）
- ④使用電力量

が分かる書類をご準備ください（写しで結構です）。

④（法人の場合）申請日から1年以内に取得した履歴事項全部証明書

法務局で取得してください。過去に取得した場合は、写しでも可です。

（個人の場合）令和6年分の確定申告書第一表（1枚）の写し

写しで可です。

⑤（個人の場合）本人確認書類（運転免許証 等）

運転免許証、マイナンバーカード、保険証など本人確認書類の写しをご準備ください。※現住所が裏面に記載されている時は、その部分も必要です。

⑥給付金の振込を希望する口座の通帳の写し（ア、イのいずれか）

ア 紙の通帳の場合 2枚

通帳の表面の写し（1枚）、通帳を開いた1、2ページ目の写し（1枚）

イ 電子通帳の場合 1枚

電子通帳の画面の写し（1枚）

※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようにコピーしてください。

※電子通帳などで紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面を印刷してください。



⑦テナント等で請求書等が提出できない場合の使用電力量証明書（別紙2）

※この書類は、テナント入居者など電気の契約者が別におり、請求書等が提出できない場合に提出していただくものです。通常の申請の方は必要ありませんので、次ページにお進みください。

ア. 申請者が、電気の契約者に別紙2の作成を依頼し、添付書類として提出してください。

イ. 記載上の留意点は以下のとおりとなります。

別紙2

### 使用電力量証明書

下記依頼者の出雲市中小企業者等高压電力価格高騰対策特別給付金の申請にあたり、依頼者の使用する電気に係る契約及び使用量は以下のとおりであると証明します。

**1 依頼者（補助金申請者が記入）**

依頼者名 (補助金申請者)	株式会社 出雲市商事
------------------	------------

**2 電力の契約内容等（証明者が記入）**

契約者名	株式会社 出雲物産ターミナルビル
契約者住所	出雲市平田町9999
契約相手先（電力会社）	中国電力
契約プラン名	高压電力A

**3 使用電力の詳細（証明者が記入）**

**(1) 使用月**

令和6年	8	月
------	---	---

※令和6年8月～10月の任意のひと月が対象となります  
※検針日の関係により、使用期間が月をまたぐ場合は（例）8月5日～9月5日使用分を9月に請求された場合

**(2) 上記の月の使用電力量**

使用電力量	3,200	Kwh
-------	-------	-----

※複数契約がある場合は合計値を記載してください。  
※申請者が使用した電力に限ります（契約の関係で他社の分も一括で支払っている場合、他社分は含めません）  
※1契約の請求を複数者で按分している場合等、正確なKwhが請求書等では不明な場合は、請求金額の割合で算出するなど、合理的な方法で算出してください。

上記内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和 7 年 3 月 20 日
証明者
出雲市〇〇町▲▲番地
株式会社 出雲物産ターミナルビル
代表取締役 ●● ▲▲ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印</span> 印

申請者名を記載（申請書と一致させてください。）

使用電力の契約情報を記載してください。

使用月・使用電力量を記載してください。この記載をもとに、申請者は、別紙1の使用月、使用電力量等を記載してください。

証明者の所属・氏名 押印をお願いします。法人の場合、会社としての証明が望ましいです。

## 5. 申請書の提出

(1) 申請受付期間

**令和7年3月17日(月)～令和7年5月30日(金) 必着**

(2) 申請方法

原則郵送で申請してください。

(送付先) 〒693-8530 出雲市今市町70番地  
出雲市商工振興課(給付金担当) 行

※封筒に申請者の住所、氏名を必ずご記入ください。

※封筒・切手は申請者でご負担ください。

## 6. 給付決定通知書の送付・振込

申請を受理した日(必要な書類が全てそろい、市が受理したとき)から、30日程度で通知書発送およびご指定の口座に給付金を振り込みます。

## 7. 問合せ先

〒693-8530 出雲市今市町70番地

出雲市役所 商工振興部商工振興課 中小企業係

TEL 0853-21-6541

FAX 0853-21-6838

E-MAIL: [shoukou@city.izumo.shimane.jp](mailto:shoukou@city.izumo.shimane.jp)

(平日8:30～17:00 ※土日祝は除く)

＜宛名シート＞申請書類を郵送する際に切り取ってご活用ください。

【申請書類送付先】

〒693-8530

出雲市今市町70番地

出雲市役所 商工振興課(給付金担当) 行

高压電力価格高騰対策特別給付金申請書類在中